

鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱事業者募集要項

1 目的

鹿嶋市が行う「鹿嶋市長寿をたたえる事業」において祝券を取扱う事業者の募集について必要な事項を定める。

2 登録資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 市内に飲食店、食料品販売店を有し、かつ本店の登記をしている又は鹿嶋市商工会に加入していること。

(2) 次に掲げる事項をすべて誓約する者であること。

ア 祝券を取り扱おうとする店舗が日本標準産業分類に定める産業のうち、飲食サービス業を営む事業所に該当し、かつ、当該店舗において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。

イ 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業に加盟していないこと。

ウ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。

エ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。

オ 鹿嶋市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかにも該当しないこと。

カ 市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。

キ 市のホームページ、その他広報媒体への掲載に同意すること。

3 登録申請手続

(1) 申請方法

① 令和5年度鹿嶋市長寿祝い膳食事券取扱事業者に登録していた場合

- ・ 申出がない限り引き続き令和6年度鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱事業者とする。
- ・ 令和5年度鹿嶋市長寿祝い膳食事券取扱事業者に登録している内容から変更がある場合は、別紙1「鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱事業者登録申請・変更届」に変更事項箇所を記入の上、提出する。
- ・ 令和6年度の取扱事業者登録を希望しない場合は別紙2「鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱事業者登録辞退届」に必要事項を記入の上、提出する。

② 新たに令和6年度鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱事業者に登録をする場合

別紙1「鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱事業者登録申請・変更届」に必要な事項を記入の上、提出する。

(2) 提出先

鹿嶋市介護長寿課（メール・FAX可）

(3) 募集期間

令和6年6月3日（月）～令和6年6月21日（金）

※新たに登録・変更する場合は、令和6年6月21日以降も随時受け付ける。ただし取扱店舗一覧への掲載は、WEBのみとする。

(4) その他

- ①鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱事業者登録・変更届，鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱事業者登録辞退届の書式は，鹿嶋市ホームページからのダウンロード，鹿嶋市介護長寿課窓口で受け取る。
- ② 事業所（店舗）が複数ある場合は，事業所（店舗）ごとに書式を提出する。
- ③ 決定後，申請した内容に変更がある場合は速やかに鹿嶋市介護長寿課まで申し出る。

4 問合せ先

鹿嶋市健康福祉部介護長寿課

〒314-8655 鹿嶋市平井1187番地1 鹿嶋市役所1階 窓口12番

TEL：0299-82-2911（内線344）

FAX：0299-77-7865

Mail：kaigol@city.ibaraki-kashima.lg.jp